



# 鳥取県公報

平成18年9月8日(金)  
第7820号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (644) (指導管理室) ..... 1
	指定居宅サービス事業者の事業所の名称等の変更 (645) (中部総合事務所福祉保健局) ..... 1
	開発行為に関する工事の完了 (646) (西部総合事務所生活環境局) ..... 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (647・648) (経済政策課) ..... 2
公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) ..... 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) ..... 5
調達公告	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (企業局工務課) ..... 6
雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) ..... 9

## 告 示

### 鳥取県告示第644号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成18年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 委任させた事務

「平成18年度障害者福祉従業者研修事業」に係る資料代の収納事務

#### 2 委任を受けた出納員

鳥取県福祉保健部障害福祉課地域生活支援室

室長補佐 影山 知也

主 事 小川 文

#### 3 委任期間

平成18年9月9日から平成19年3月31日まで

### 鳥取県告示第645号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年9月8日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人 共済会 理事長 清水 正人	倉吉市宮川町129	通所リハビリテーションしみず	倉吉市幸町512 - 1	平成18年9月4日

**鳥取県告示第646号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成18年9月8日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成18年6月7日 鳥取県指令第200600028630号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市清水町
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市福定町671 - 1  
株式会社ウオタニ 代表取締役 魚谷 賢一

**鳥取県告示第647号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ鳥取北ショッピングセンター イーストコート  
鳥取市晩稲100 - 1 ほか
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗の所在地  
変更前 鳥取市南隈115 - 1 ほか  
変更後 鳥取市晩稲100 - 1 ほか
- 3 変更年月日  
平成18年8月30日
- 4 変更する理由  
大規模小売店舗の所在地の代表地番を住居表示に使用されている地番に合わせることにした。
- 5 届出年月日

平成18年8月30日

6 縦覧に供する期間

平成18年9月8日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

**鳥取県告示第648号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ鳥取北ショッピングセンター イーストコート

鳥取市晩稲100 - 1 ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 19,821㎡

変更後 32,272㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 5の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 1,490台

変更後 2,209台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 5の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 変更前 164台

変更後 350台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 5の書類に記載のとおり

(イ) 面積 変更前 172㎡

変更後 1,151㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 5の書類に記載のとおり

(イ) 容量 変更前 175<sup>m</sup><sup>3</sup>  
変更後 218<sup>m</sup><sup>3</sup>

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 変更前 4か所  
変更後 7か所

(イ) 位置 5の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前6時から午後8時まで

変更後 午前6時から午後10時まで

3 変更年月日

平成19年5月1日

4 変更する理由

店舗建物の増床に伴い、大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法を見直すこととした。

5 届出年月日

平成18年8月30日

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成18年9月8日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済政策課

鳥取市尚徳町116

鳥取市経済観光部産業振興課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

## 公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成18年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成18年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成18年11月10日（金）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

## 鳥取県庁本庁舎 1階講堂

## 2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	2時間

## 3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。以下「カラー写真」という。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）をはり付けたもの）及び受験票（カラー写真をはり付けたもの）を、平成18年9月13日（水）から同年10月6日（金）までの間に住所地を所管する総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成18年10月6日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し切手を添付すること。

また、受験願書及び受験票は、各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

## 4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 8,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 その他

(1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送する。

(2) 受験についての詳細は、各総合事務所県土整備局に問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年9月8日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

## 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

## 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成18年10月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成18年10月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会棟2階執行部 控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 6 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成18年9月8日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 業務の概要

- (1) 業務名 鳥取放牧場風力発電所PR業務
- (2) 業務内容

本件業務は、鳥取県が取り組んでいる風力発電事業の内容や効果を広く知らしめ、自然エネルギーの活用や地球温暖化対策への啓発を図ることを目的とする。

なお、選定された業者は次の業務を行うものとする。

映像、縮小模型等を作成し、鳥取放牧場風力発電所（以下「風力発電所」という。）の建設までの過程、風力発電所によりもたらされる効果等についての紹介を行うこと。

なお、映像、縮小模型等については、小学校高学年程度の能力を有する者であれば理解できる内容であること。

- (3) 契約期間

契約日から平成19年1月31日まで

(4) 委託料

300万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

2 参加資格

この公募型プロポーザルに参加を表明することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年鳥取県告示第162号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、その資格区分が役務のイベント・広告・企画に登録されている者であること。

なお、この公募型プロポーザルに参加を希望するものであって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年9月14日（木）までに5の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成18年9月8日（金）から5の(6)のAの企画提案書のプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成18年9月8日（金）から同月25日（月）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、鳥取放牧場風力発電所PR業務評価委員会（以下「委員会」という。）において、次に掲げる事項等について行う。

- (1) 業務内容をよく理解していること。
- (2) 幅広く県民に普及できる内容となっていること。
- (3) 委託料に見合った業務内容となっていること。
- (4) 業務の実施体制が確保されていること。

4 最優秀提案者の選定

委員会における企画提案書の評価が最も高かった者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 企画提案書に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県企業局工務課施設係

電話 0857 - 26 - 7451 ファクシミリ 0857 - 22 - 6568

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857 - 26 - 7431、7432又は7433

(3) 企画提案書作成要領の交付

鳥取放牧場風力発電所PR業務企画提案書作成要領（以下「企画提案書作成要領」という。）は、平成18年9月8日（金）から同月14日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/kigyou>）から入手するものとする。ただし、これによりがたい者においては、次により直接交付することとする。

ア 交付期間及び時間

平成18年9月8日（金）から同月14日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## イ 交付場所

(1)に同じ。

## (4) 公募型プロポーザルへの参加表明

企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書作成要領に基づき参加表明書を作成し、持参、郵送又は信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第97号）第2条第6項に規定する一般信書便又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便をいう。以下同じ。）により提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によること。

## ア 提出期間

(3)のアに同じ。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## (5) 企画提案書の提出

企画提案書作成要領に基づき、企画提案書を作成し、持参、郵送又は信書便により提出すること。なお、郵送又は信書便による場合は、書留郵便又はこれに準ずる信書便の役務によること。

## ア 提出期間

平成18年9月25日（月）午後5時まで

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## (6) 企画提案書のプレゼンテーション

委員会に対して企画提案書のプレゼンテーションを実施するので、出席の上、説明を行うこと。

なお、詳細は、(4)の参加表明を行った者に別途通知する。

## ア 期日

9月下旬（予定）

## イ 場所

鳥取県庁企業局会議室

## (7) 質問の受付

## ア 提出方法

この公告について質問がある場合には、質問書を作成し、郵便、信書便又はファクシミリを利用して提出すること。

## イ 提出場所

(1)に同じ。

## ウ 受付期間

(3)のアに同じ。

## 6 契約の交渉

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、4により順位づけられた上位の者から順に、契約の交渉を行う。

## 7 その他

この公募型プロポーザルへの参加に係る企画提案書の作成及び提出に要する経費は、この公募型プロポーザルに参加する者の負担とする。

なお、詳細は、企画提案書作成要領による。



## 雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成18年9月8日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成18年11月12日（日）午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	”
丙種危険物取扱者試験	平成18年11月12日（日）午前10時15分から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁講堂
鳥取市尚徳町101 - 5	鳥取県立県民文化会館第1会議室及び第2会議室
倉吉市上井町一丁目156	新日本海新聞社中部本社ホール
倉吉市山根529 - 2	鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室
米子市古豊千520	米子職業能力開発促進センター大教室
米子市末広町74	米子コンベンションセンター第4会議室、第5会議室、第6会議室及び第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成18年9月12日（火）から同月26日（火）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680 - 0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

（1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。

（2） 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857 - 26 - 8389）に照会すること。

